

都市型人工海浜における整備要件 および利用特性に関する研究 —都内初の区立人工海浜“大森ふるさとの 浜辺公園”を対象として—

松岡 七海¹・岡田 智秀²

¹学生会員 日本大学大学院理工学研究科まちづくり工学専攻
(〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14, E-mail:csna19005@g.nihon-u.ac.jp)

²正会員 教授 日本大学理工学部まちづくり工学科
(〒101-8038 東京都千代田区神田駿河台1-8-14, E-mail:okada.tomohide@nihon-u.ac.jp)

本研究では、区立では都内初の人工海浜となる“大森ふるさとの浜辺公園”を対象に、都市型人工海浜の整備上の留意点と利用特性について明らかにした。その結果、整備上の留意点として、①整備期間は区立ゆえに国や都との調整で概ね10年が必要とされること、②整備費用は区の自主財源を不要にできたこと、③計画初期段階では地域住民に寄り添った行政対応が重要であること、④海浜整備段階では、工事中であっても地域住民の関心を保つための工夫が重要であること、⑤海浜地の維持・運営に関する継続性や発展性として、背後に隣接する複数の商店会による組織構築が重要な役割を担っていること、以上5点を明らかにしたとともに、「地縁性」、「多様性」、「市街地近接性」など5項目の利用特性を導いた。

キーワード:人工海浜,大森ふるさとの浜辺公園,整備要件,利用特性,ビーチイベント

1. 研究背景および目的

人工海浜は一般的な郊外型の海水浴場とは異なり、都市部に人為によって造成できるため、直立護岸と比べて、人口が集中する都市部に立地することで多様なアクティビティに供される余暇空間になる可能性を有すると同時に、海辺であることの地域性から、その風景により海辺としての豊かさを高める空間の一つになると考える。

このような観点から、本研究では、都市部に立地する人工海浜の整備上の留意点や利用特性を導くための調査研究を展開するものである。

その対象とする東京都大田区の“大森ふるさとの浜辺公園（以下；「ふるはま」）”（図-1・2, 写真-1・2）は、平成19年4月に区立では都内初となる人工海浜を併設する都市公園として誕生した。当該海浜は、開業後10年が経過し、これまで年平均20万人もの来訪者を集めてきた¹⁾ほか、計画初期段階から背後の地域住民の積極的な参加により、段階的な施設整備や主体的な管理・運営が行われてきた。さらに、開業後10年間を通して、地域住民や行政を中心に多様なビーチアクティビティが展開されるなど、内陸部の公園にはない魅力と賑わいを誇っている。

そこで本研究では、当該海浜を対象に、都市型人工海浜の空間形成に影響を与えると考えられる住民参加プロセスおよび維持運営策を導出するため、計画初期段階から開業後に至るまでの全30年間にわたる整備事業の変遷と開業後の利用実態を把握することで、都市型人工海浜の整備上の留意点と利用特性について明らかにする。



図-1 調査対象地

3. 研究方法

(1) 整備プロセスおよび現在の維持・運営状況の把握

本研究では、当該海浜の整備期間にあたる20年間と開業後のおよそ10年間で展開されてきた活動内容に加え、当該海浜の維持・運営に関わる地域住民に焦点を当て、その体制と具体的取り組みおよび当該海浜の拠点施設である店舗（ふるはま売店）の設立経緯と運営上の留意点を明らかにするため、表-1(1)に示す調査を行った。

(2) ビーチイベントの把握

本研究では、当該海浜における利用実態やそれらの継続状況として、直近5年間の季節による利用の特徴や通年の利用状況の把握を主たる目的とするため、大田区へ届出がなされているビーチイベントの分析が重要であるとの観点から、表-1(2)(a)、(b)に示す調査を行い、その妥当性を確認するため、表-1(2)(c)に示す確認調査を行った。

(3) 利用特性の抽出

上記(1)、(2)より捉えた利用実態から共通性の高い各事象に着目し、当該海浜の利用特性を5項目抽出した。

4. 結果および考察

(1) 「ふるはま」の整備プロセス

表-2は、表-1(1)の調査結果にもとづき、当該海浜の計画初期段階から現在に至る整備プロセスを示したものである。以降では、表-1(1)の調査結果とともに表-2の内容をもとに整備プロセスの特徴を論考する。

a) 人工海浜造成に至る経緯

「ふるはま」の造成敷地は、東京ガス(株)跡地の地先埋立地である。表-2(1)(2)Ⅰ期からわかるように、当初のその活用策は、平坦な埋立地に東京都下水道局の下水処理施設(8.8ha)と緑地(5.9ha)を整備するものであった。しかし、地域住民から「大森の浜辺の風情を取り戻したい」との声が上がったため、その後、埋立計画が見直されることとなった。そこで、区行政と地域住民が中心となって平成5年から4年間にわたり見直し案に関する全23回に及ぶ調整会議・説明会等を経て人工海浜の造成を決定した。これを受け、大田区は事業主体として、平成7年に東京都へ埋立免許を申請し、平成10年に環境省等から調査を受けるなど、10年にわたる作業に取り組み、

表-1 調査概要

(1) 整備プロセスおよび現在の維持・運営状況の把握	
(a) 文献調査	
調査期間	平成30年6月1日(金)～9月23日(日)
調査対象	東京港埋立計画に関するWeb ⁹⁾ および2009年以降に大田区で発行された資料 ¹⁰⁻¹⁵⁾
調査内容	当該海浜の整備経緯および住民参加による活動内容
(b) 対面式ヒアリング調査	
調査日時	①平成30年8月23日(木) ②平成30年8月27日(月)
調査対象	①大田区役所都市基盤整備部 地域基盤整備第一課 ②ふるはま売店運営協議会 代表
調査内容	①整備経緯、整備状況、現在の維持・運営状況 ②背後の地域住民の取り組み、「ふるはま売店」の設立経緯、維持・運営状況
(2) ビーチイベントの把握	
(a) 文献調査	
調査期間	平成30年6月1日(金)～平成31年1月7日(月)
調査対象	2018年に大田区で発行されたパンフ ¹⁶⁻¹⁹⁾ および大田区HP ⁹⁾
調査内容	直近5年間で行われたイベントの活動内容、開催日、開催場所、運営主体
(b) 現地調査	
調査日時	①平成30年7月15日(日)、平成30年12月16日(日) ②平成30年10月28日(日)
調査対象	①羽田ビーチクラブ7月・12月の定例会 ②ふる浜まつり
調査内容	イベント内容、活動場所、参加者の有無
(c) 電話ヒアリング調査(①、④)・対面式ヒアリング調査(②、③)	
調査日時	①平成30年12月17日(月) ②平成30年12月21日(金) ③平成31年1月8日(火) ④平成31年1月18日(金)
調査対象	①大田区スポーツ推進課、大田区都市基盤整備部地域基盤整備第一課、大田区広報広告課、大田区地域力推進課、大田区都市計画課ふる浜まつり実行委員会事務局、公益財団法人日本バレーボール協会、公益財団法人東京バレーボール協会、しながわ水辺の観光フェスタ実行委員会、日本海洋少年団連盟、東京都高体連男子部、アースフレンズ東京Z、OTA ふれあいフェスタ実行委員会文化振興課、川崎市経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課 ②羽田ビーチクラブ 代表 ③一般社団法人大田観光会 代表、大田区カヌー協会・事務局長 ④杉並海洋少年団
調査内容	資料分析から抽出したビーチイベントの妥当性

その間、表-3に示す法制度に基づく手続き・作業等が必要となったことを捉えた。

その後の埋立整備期間内(表-2(1)(2)Ⅱ期)においては、「工事連絡会」が立ち上げられ、地域住民と行政間において、海浜部の砂質選定や海浜前面の干潟保全策等の検討および工事進捗の情報共有などが行われたほか、行政の働きかけにより構成された地域住民主体の「大森ふるさとの浜辺公園を考える会・つくる会」では、公園利用に関するワークショップ等の開催により、当整備計画に住民意見が反映されていくこととなった。

さらに、当該海浜は、工事期間中であっても地域住民による公園内橋梁の命名やクロマツの植樹祭など、公園づくりへの住民参加を展開し(表-2(2)Ⅲ期、写真-3)、

国有地である公有水面を区 の土地として造成するため の埋立整備	公有水面	埋立免許の取得
海浜や橋の造成	港湾法	水域占用手続き 海岸保全施設の工作物 の新築手続き

海洋汚染防止法

表-2 「ふるはま」の整備プロセス [参考文献⁴⁾ 10)~12)およびヒアリング調査をもとに筆者作成]



写真-3 クロマツの植樹祭¹²⁾ (2007年2月)

I 計 画	S56 ●都との連携で東京ガス沖公有水面埋立整備計画策定 (下水処理施設 8.8 ha, 緑地 5.9 ha, 全 14.7 ha) ⁴⁾	S37 埋立により漁業権を放棄 ¹¹⁾
	S58 汚水処理場反対規制同盟により計画を保留 ⁴⁾	S38 海苔生産を終了 ¹¹⁾
	H2 埋立計画「平和島運河整備基本構想基礎調査」見直し ⁴⁾	S58 プラカード等による反対意見の提出【周辺町会, 自治会】
	H3 「平和島運河整備基本計画調査」を行い, 東京都下水道局による計画見直し ⁴⁾	H5 見直し案の地元調整【周辺町会, 自治会, 自然保護団体等】
	H5 見直し計画(緑地 5.0 ha)案を策定	●説明会, 個別調整会議等を約 23 回開催し, 見直し計画案に同意
	H7 ●公有水面埋立免許の取得のため出願 東京港港湾計画(第6次策定)において計画変更	H9 計画への同意【自然保護団体, 漁業関係者, 関係行政機関等】 ⁴⁾
	H9 (都市公園 9.9ha (人工海浜 1.2ha), 特別緑地保全地区 2.2ha (人工干潟 1.0ha), 区立公園 0.7ha 全 12.8ha) ⁷⁾	●工事連絡会(沿岸環境に関する勉強会)事前準備会の開催
	H10 ●環境省からの調査	H13 【住民, 自然保護団体, 漁業/遊漁関係者】 ⁴⁾
	H12 ●環境調査(鳥類, 魚類調査の開始)	・第一回工事連絡会の開催 ⁴⁾
	H12 ●公有水面埋立免許の取得	・第二回・第三回工事連絡会の開催 ⁴⁾
II 埋 立 整 備	H12 平和島運河の埋立工事に着手	●「大森ふるさとの浜辺公園を考える会」の発足(計画段階) H14
	III ●都による埋立工事竣工認可, 告示	・ワークショップによる公園利用計画の検討 計 6 回開催 ¹²⁾
	H16 ●基盤整備完了	・アンケート調査(回答数 462 件)【近隣小・中学校】 ¹²⁾
	●養浜砂の 1 回目の被覆	・第四回工事連絡会の開催 ⁴⁾
	H17 ●人工海浜を含めた緑地部分 9.9 ha において 都市計画決定	・青空シンポジウム(公共事業における地域と行政の関わり等)の開催 【工事連絡会メンバー, 周辺住民 350 名以上】 ⁴⁾
	●養浜砂の最終被覆	●「考える会」から「つくる会」へ(設計段階) ¹²⁾
	H19 「大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例」施行 ¹⁰⁾	第四班: 水面利用(釣りや水辺の遊び等)
	「大森ふるさとの浜辺公園」オープニングセレモニー	H16 ●第 5 回~第 10 回つくる会(設計・工事段階) ¹²⁾
	・太陽光と風力のハイブリッド発電機設置(第 1 基)	ワークショップから報告会・説明会方式へ
	・「大森海苔のふるさと館」開館	・住民への砂浜一時開放 ¹²⁾
IV 供 用 開 始 ・ 供 用 後	H20 ●パーゴラ, ローラースライダー使用開始	H18 ●第 11 回つくる会の現場見学会及び最終要望(設計・工事段階) ¹²⁾
	H26 ●災害時輸送計画の策定	●公園連絡橋の名称募集(はまべ橋に決定)【近隣小学校】 ¹²⁾
	●船着場, レストハウス, 大森東水辺スポーツ広場の設置	●クロマツ(100 本)の植樹祭開催【近隣 4 小学校(160 名)】 ¹²⁾
	「ふるはま売店」がレストハウス内へ移動	H19 ●第 12 回つくる会(最終回)現場見学(完成段階) ¹²⁾
	H29 ●大森東水辺スポーツ広場 完成記念式典	・「大森ふるさとの浜辺公園を育てる会」の発足
	・太陽光と風力のハイブリッド発電機設置(第 2 基)	H19 ●「ふるはま売店運営協議会」を設立し, 公園内で試行的に 飲料販売を実施【近隣 5 商店会】
	R2 東京五輪のブラジル選手団の事前キャンプ地として使用予定	H20 ●「ふるはま売店」設立【ふるはま売店運営協議会】
		H29 大森東水辺スポーツ広場内のフットサル場は「大森ふるさとの浜辺公 園を育てる会」による意見交換を実施し, 若年層に向けた施設に決定

【凡例】【】: 主体となった地域住民等, ●: 本文記載事項

(注) 文献番号が記載されていないものはヒアリング調査による

平成19年4月に地区公園として開業するに至った。

これらのことから、住民ワークショップが主流でなかった当時において、計画初期から供用後に至るまで住民参加が持続したその要因は、住民組織構築とともにその住民組織の意見を踏まえ計画を再検討するといった行政側の姿勢や、地域住民に向けた埋立整備に関する積極的な情報開示のほか、地域住民の関心が薄れがちな工事期間中にあっても住民参加を展開するという、地域住民に寄り添った行政対応が奏功したと考えられる。

b) 工事費

ヒアリング（表-1(1)(b)①）によると、埋立費用は約60億円であり、一般財源以外の特別区財政調整交付金の特別交付金より充当したほか、公園用地取得債として債券の発行後、補助金による臨時特別手当を用いて5年間かけて債務を履行することで事業を遂行した。その後、都市公園として事業認可を得た現在の公園や橋梁などの総整備費は約10億円であり、これは概ね国庫補助金、都市計画交付金、特別区財政調整交付金等の特別交付金を用いたことを把握した。

このように、埋立による人工海浜整備は約70億円の費用であったが、区の自主財源を不要としたこの資金調達方法は区立でも整備可能な重要方策になるといえる。

c) 管理区分および適用法令

ヒアリング（表-1(1)(b)①）によると、海浜前面に有する人工干潟の内側部分は、都市公園の区域としてオイルフェンスで区分され（図-3(B)）、陸域に加えて海域（海面）までもが平成17年の都市計画決定を経て都市公園区域として管理されており（表-2(1)Ⅲ期）、海域利用の際には、海域を所管する東京都港湾局への水域占用許可は不要とする工夫を行っている。さらに、平成29年に増設された船着場（写真-4）は、平成26年に策定された災害時輸送計画に基づき設置された（表-2(1)Ⅳ期）。その公益性により水域占有料は不要となり、平常時は一般船舶の着岸料を徴収して収益に充当している。

こうした海・陸を横断した区域区分は、一般的な人工海浜において、海域利用の際に必要な手続きを陸域利用と一元化できるという意味において、有効な手立

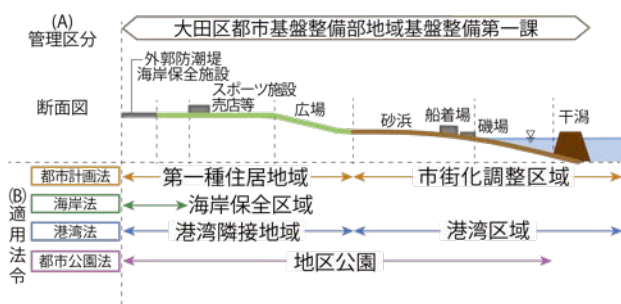


図-3 管理区分および適用法令 [参考文献¹⁰⁾をもとに筆者作成]

てであるといえよう。また、海浜地が市街地に立地する点に着目し、当該海浜を災害時輸送計画に位置付けることで、船着場の水域占用料が免除となることも重要な示唆となる。

d) 現在の維持・運営状況

ヒアリング（表-1(1)(b)）によると、当該海浜の維持管理は、これまで指定管理者制度を用いておらず、区から民間事業者への業務委託であるという。その費用は年平均約1億円であり、そのための予算立ては「ふるはま」の有料施設へ支払われた上述の着岸料や施設使用料が区の一般会計として繰り入れられ、当該海浜の維持管理費として新たに予算が組まれているとのことである。主な業務内容は、公園全域の清掃や緑地の草刈り、花壇管理のほか、園内施設の受付等事務作業および遊具点検、さらに簡易な施設修繕や当該公園利用者の監視・巡回等である。また、開園時はエントランスゲートを設けていなかったが、トイレにおける器物破損がみられたため、開園半年後にはトイレへの夜間侵入防止策としてエントランスゲートが設けられ、21時から翌朝5時半まで閉鎖するに至った。このことから、当該海浜が市街地に立地する上でのセキュリティの重要性が示唆される。

一方、「ふるはま」の運営を担う組織としては、区行政では人件費等の予算や人員確保に限界があるため、区行政の方針として、造成当初から「ふるはま」の整備方針検討や運営を担う民間組織を構築することとした。そこで、区行政と連携してそのような中心的な役割を担う組織として民間7団体で構成される「大森ふるさとの浜辺公園を育てる会」が誕生した（図-4）。その事務局は大田区の「地域基盤整備第一課」であり、本会の設立費や現在の活動費などを負担している。

当組織の中でも特に主要な団体は、後背地に広がる5商店会で構成される「ふるはま売店運営協議会」である。この売店は、当該海浜が開業した平成19年の夏、「ふるはま」設立に関わった地元有志により試行的に運営されたが（表-2(2)Ⅳ期、写真-5）、当時の園内は日除けとなるテントすらなく、日陰で飲料を飲みつつ周囲の景観



写真-4 船着場 [筆者撮影/撮影日：2018.7.15]

を楽しむといった需要が見いだせないことを課題とし、翌年（平成20年）には「ふるはま売店運営協議会」を設立することで、簡易な売店整備が提案され、「ふるはま売店」と日除けの休憩施設であるパーゴラなどが整備された（表-2(1)(2)IV期、写真-6・7）。その後、売店運

大森ふるさとの浜辺公園を
官民連携で整備方針検討を行う

「大森ふるさとの浜辺公園を

「大森ふるさとの浜辺公園を考
える会」から名称変更し、区民
主体の活動を行う

NPO 法人大森海苔の

大森海苔のふるさと館の業務を行う

NPO 大田・花とみどりの
まちづくりのメンバー」

守り育てる活動を行っている

「ふるはま売店運営協議会
(近隣5 商店会のメンバー)」

「ふるはま売店」運営を行う

「羽田ビーチクラブ」

ボランティアで活動を行う

NPO 法人多摩川センター」
鳥類・魚類・植物の調査を行う

「除草ボランティアのメンバー」

ボランティアで行う

図-4 「大森ふるさとの浜辺公園を育てる会」組織体系図

【凡例】 : 本文記載事項, : 主要団体



写真-5 試行的に実施した「ふるはま売店」の様子¹²⁾



写真-6 「ふるはま」売店 [筆者撮影/撮影日: 2018. 7. 15]



写真-7 パーゴラ [筆者撮影/撮影日: 2018. 8. 27]

営は一度も赤字なく継続でき、それが奏功して売店設置から10年目の平成29年、売店とレストランを併設したレストハウスの建設に至った（写真-8）。これは、旧売店と旧トイレを移設・一体化し、整備敷地の地盤面の嵩上げを行うことで「ふるはま」の全景が一望できる新たな中心的ビュースポットとして誕生した（写真-9）。

当該海浜の全体利用者のピークは、春の大型連休と夏休み期間であり、売店利用客もこの時期をピークに一日20万円ほどの売上げになる。さらに、一日の全体利用者のピークは午前10時半から午後4時の間であり、売店のピークは午前11時半から午後2時半である。こうした売店収益は、食料品の仕入れや区へ支払う施設占用料等に充当され、商店会や町内会等からの支援金やその他助成金等は一切なく独立採算を維持し続けている。また、併設レストランのメニューは、客層に合わせた工夫がみられ、運動直後でも食べやすい調理パン系のほか、乾いたのどを潤したり、海浜の眺望を楽しみながらお酒を飲みたい人向けに、背後商店会の情報を通じて、安価な輸入ワインを独自ルートで取り寄せるなど、適正価格と多様なニーズに配慮しているとのことである。

(2) 「ふるはま」が有する人工海浜の利用特性

以上より、整備プロセスから都市型人工海浜における整備上の留意点や特徴を述べてきたが、これを踏まえ以降では、当該海浜のビーチイベントに着目することで都



[筆者撮影/撮影日: 2018. 8. 27]

市型人工海浜の利用特性について論考する。そこで、表-4は「ふるはま」開業後およそ10年間のうち半分に値する直近5年間で行われているイベント全44種のうち、主に砂浜・船着場・海域が利用されているビーチイベント22種の開催状況を運営主体や場所ごとに示し、これらのうち隣接市区との連携により、2年間以上にわたって海域利用がなされたビーチイベントの活動圏域を図-5に示した。

以降では表-1(1)(b)、(2)(c)の調査結果と表-4、図-5をもとに、特徴を述べていく。

a) 地縁性

前節(d)で述べた売店運営にあたっては、区行政の方針として、背後地域の5商店会(図-1)を対象として、各商店会の代表者の中で共同運営を行う体制とした。これに関し、区行政によれば、売店運営においては、指定管理者制度を用いた大手資本導入の声も一部あるが、現体制の地元メンバーによる対面販売により、地元ならではの会話やコミュニティが生まれ、メンバーらの「ふる

はま」を支えるという熱意と誇りが高まっていることから、この体制を維持していくとのことである。その証左として、売店利用客だったサックス奏者が売店運営者と地元同士ということから懇意となり、レストハウスでのサックスコンサートの開催が実現している。

そのほかの発現効果として、当売店を営む5商店会のうちの4商店会が旧東海道にあるため(図-1①~④)、各商店街において東海道ゆかりの地を具現化する景観整備に取り組むことになったが、その際、当売店運営に初期から尽力している「ミハラ通り北商店会」代表の声かけによって、平成24年に4商店会の中で全50店舗にもわたって情緒漂う格子暖簾や庇などのファサード整備が実現した。この事業費は1億5千万円にのぼったが、うち9割強を景観整備事業として東京都と大田区が助成し、残り1割弱は地元信用金庫から無利子融資によって遂行されている。この成功裏には、当売店の設立前には個別で取り組んでいた各商店会が、既述した売店運営を契機に、地元地域の活性化に対する価値共有と意思疎通が図られ

表-4 直近5年間におけるビーチイベント開催状況 [参考文献^{16)~19)}およびヒアリング調査をもとに筆者作成]

(A) 主体	No.	(B) イベント名	(C) ビーチイベントの利用圏域と活動内容			(D) 継続年数と年度ごとの開催回数[回]					(E) 合計[回]		
			砂浜	船着場	海域	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年			
市区	① 1	※羽田空港・川崎工場夜景クルーズ		発着点	ふるはま→羽田空港沖 →川崎工場夜景→根本乗船所を巡る				1	1	2	2	
	2	大森地区リーダー講習会(小学生対象)	ウォークラリー						1	1	2		
	3	京急スポーツフェスタ男女ミックス4人制 ビーチバレーボール大会	ビーチバレーボール				1	1	1	1	5		
	4	Sunset BEACH YOGA	ビーチヨガ体験							3	3		
	5	1DAYエンジョイプラン	ビーチ健康体操・ビーチストレッチ			サブヨガ				3	3		
	② 6	大田区合同水防訓練		発着点	水難者救出演習	1	1	1	1	1	5	44	
	7	※大田区舟運社会実験		発着点	クルーズ			4	5	1	10		
	8	大田区民スポーツまつり	カヌー練習や準備体操等			カヌー体験等	1	1	1	1	5		
	9	トップアスリート等派遣事業臨海部で カヌー体験	準備運動やカヌー、パドルの練習等			カヌー体験			1		1		
	10	OTAふれあいフェスタ	カヌーやカヤックの実演等			Eポート試乗会・カヌー&カヤック	2	2	2	2	10		
任意団体	11	※OTAふれあいフェスタ~カヌー体験	準備運動やカヌー、パドルの練習等			昭和島4kmのカヌー体験	1	1	1	1	5		
	12	TOKYO CANOE FESTIVAL inOTA	準備運動やカヌー、パドルの練習等			カヌー体験	2	2	2	2	10		
	13	大森ふるさとの浜辺公園レストハウス、 船着場、大森東水辺スポーツ広場 完成記念イベント	シーカヤック練習&Eボードリレー練習	発着点	シーカヤック体験&Eボードリレー				1		1		
	14	シーカヤックスクール	準備運動やカヌーの練習等			大人向けのカヌー体験	10	17	21	18	18	84	170
	15	ジュニアカヌー教室	準備運動やカヌー、パドルの練習等			小学1年生~高校3年生のカヌー体験	6	6	6	5	5	28	
	16	親子カヌー教室	準備運動やカヌー、パドルの練習等			親子2人組でのカヌー体験	4	12	9	6	4	35	
	17	※TOKYOシーカヤック・ツーリング @京浜運河コース	カヌー練習・準備運動など	出発点	カヌー体験	2	1	1			4		
	18	※Shinagawa&Otaの水辺を楽しもう! 親子で参加Eボードリレー	カヌー練習・準備運動など			カヌー体験	1	1	1		3		
④ 19	羽田ビーチクラブ定例会	ビーチサンダル飛ばしやシャボン玉、 ビーチテニス等	発着点	クルーズ	12	12	12	12	12	60	60		
⑤ 20	YOGA CAMP	ビーチヨガ			サブヨガ			1		1	1		
⑥ 21	日本海洋少年団東京地区連盟地区大会	開会式、手旗、ロープ競技			カヌー				3	3	3		
⑦ 22	しながわ・おおた水辺の観光フェスタ	ワールドライブラリー・音楽ライブなど	発着点	クルーズ・花火・シーカヤック体験				2		2	2		
合計[回]						43	57	63	60	59	282		

※図-5に示す隣接市区との連携により2年間以上にわたって海域利用されたビーチイベント5種

たという「ふるはま」効果によるものとの回答を得た（表-1(1)(b)②）。

また、ビーチイベントにおいても地域主導で行われており、現場で最も継続的に活動を主導しているのは、「一般社団法人大田観光協会」と「羽田ビーチクラブ」（表-4(A)③, ④）および地域住民により組織された任意団体の「大田区カヌー協会」である。これらの団体は、地域住民が地元大森の海に親しみを持ってほしいとの思いから活動しており、当該海浜の管理・運営を行っている区行政に向けて公園利用に関する提案を行うなど官民連携による取り組みが展開されている。その例として、「大田区カヌー協会」は、安全に海域を利用するための必要事項を検討・提案し、その結果として「大田区立公園条例」および「大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例」に基づき「大森ふるさとの浜辺公園水域におけるマリンスポーツに関するルール」が制定されるに至っている。また、海域での活動時には、造成以前に漁師であった地域住民が、イベント参加者に往時の様子を物語るといった、大森の海の歴史発信の場としても機能している。

以上のように、「ふるはま」はコミュニティ創出の場として豊かな「地縁性」を育んでいる実態を捉えた。

b) 多様性

「ふるはま」が開業して10年後の平成29年には、国際規格に準じた都内初の常設ビーチバレー場（写真-10）が整備されたほか、前節(d)で述べた「大森ふるさとの浜辺公園を育てる会」における意見交換を経て、若年層に向けた区営初の人工芝フットサル場を備えた大森東水辺スポーツ広場が増設されるなど（表-2(1)IV期），より多様なアクティビティが展開されるに至った。特に人工海浜を特徴づける砂浜と海域においては、表-4(E)に示すように、直近5年間でビーチイベントが22種・全282回行われ、そのうち海域は19種で砂浜と同数を誇るなど（表-4(C)），開業後10年間が経った現在も季節を問わず多岐に利用されている。これらの運営主体は7団体であり（表-4(A)），大田区は全44回、ボランティアの「羽田ビーチクラブ」は60回、さらに「一般社団法人大田観光協会」はそれらを上回る全170回と相当数にのぼるビーチイベントを主催している（表-4(E)）。この中でも特に、直近で5年間以上の継続性を有するビーチイベントは約半数の10種にのぼり（表-4(D)No. 3, 6, 8, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19），参加者からの定評が継続理由とのことである。これらビーチイベントは、表-4(C)より、ビーチテニス（写真-11）やカヌー（写真-12）といった海洋性レクリエーションを中心として、多岐にわたるビーチアクティビティを創出している実態（多様性）を捉えた。

こうした「多様性」は、都市民の多様な価値観を満た

すとともに、市街地に立地するがゆえに手軽に訪問できるといった“都市型”を特徴づけるものといえよう。

c) 市街地近接性

ヒアリング（表-1(2)(c)）によると、上述の諸活動は、「ふるはま」が市街地に位置することで、安近短という立地により利用者に評価されているほか（図-1），海域のイベント（クルージング）では、海上を走る“モノレール”や海越しの“大井競馬場”といった非日常的な都市景観を楽しみながらイベントに参加できることが魅力の一つとされる。こうした訪問のしやすさや日常的な都市景観を海越しに眺められる非日常的景観の楽しさといった魅力は、市街地に存在する都市型人工海浜の立地特性によるものといえよう。



[筆者撮影／撮影日：2019. 4. 20]

d) アクセシ性

当該海浜は、表-4(C)に示すように、陸域から海域に至るまで幅広い活動範囲で多種多様なビーチアクティビティが展開されていることがわかる。

特にカヌーやカヤック、サップ等のマリンスポーツでは、砂浜においてパドル練習等準備運動を行う場としての役割を担うほか、直立護岸の栈橋とは異なり、砂浜からのアクセスは着岸料が不要であることも活動のしやすさの特徴である。

これらのことから、人工海浜は、内陸の公園や直立護岸のように利用圏域が陸側のみに限定されず、砂浜利用を通じて海陸双方向からの「アクセシ性」を有する海陸結節点として機能する実態を捉えた。

e) 拠点性

「ふるはま」では、直近5年間で5種・24回にもわたって継続的にビーチイベント（海上クルーズ）（表-4(D) No.1, 7, 11, 17, 18, 図-5①～⑦）が展開されており、「ふるはま」が海上クルーズの起終点としての役割を果たしている。これらは大田区に留まらず、品川方面では京浜運河を経由し、「ふるはま」から3km離れた「勝島運河浮き栈橋」までシーカヤックで往来しているほか（図-5⑦）、川崎方面では「羽田空港天空橋船着場」を経由し「根本造船所」までクルーズで往来するなど（図-5⑤）、海路を通じて市区連携が実現している実態を捉えた。ヒアリングによると（表-1(2)(c)③）、特に京浜運河を挟んで隣接する大田区と品川区は、水辺空間を活性化するために「ふるはま」を拠点に水辺事業を展開しているという。さらに、図-5よりこれらのイベントのうち、最も遠方に及ぶ「大田区舟運社会実験」では、9km沖合の東京臨海部の新名所「東京ゲートブリッジ」が経由地となっている。

また、直近5年間に於いて既述した船着場を利用したイベントは、「羽田空港・川崎工場夜景クルーズ」と「大田区舟運社会実験」で半数の2種・12回を占める中で（表-4(E) No.1, 7）、平成29年度の着岸数は116回に及んでおり、単発イベントでもたび重ねて利用されている実態を捉えた（表-4(C) No.6, 13, 19, 22）。特に、川崎市との連携により実施される「羽田空港・川崎工場夜景クルーズ」は、平成29年度の成功を機に翌年は運行本数・料金ともに増加するに至った。

これらのように、「ふるはま」では、周辺地域の景観的魅力を海上クルーズで堪能するイベントが継続して取り込まれており、これより、「ふるはま」の船着場や砂浜を起終点として海路を通じて市区連携を実現させたり、東京の新名所を経由地にするといった海上クルーズの「拠点性」を有する実態を捉えた。



図-5 ビーチイベント（海上クルーズイベント）の活動圏域
[参考文献¹⁰およびヒアリング調査をもとに筆者作成]

5. まとめ

本研究では、都内初の区立人工海浜である「大森ふるさとの浜辺公園」を対象に、都市型人工海浜の整備上の留意点および利用特性5項目を導いた。

整備上の留意点としては、①整備期間は区立ゆえに関係機関である国や都との段階的な調整で概ね10年が必要となり、具体的には、公有水面埋立法をはじめ港湾法、海岸法、港則法および海洋汚染防止法などへの対応が求められること、②整備費用である約70億円は、公園用地取得債や国庫補助金、都市計画交付金などの活用により、区の自主財源は一切使用せず事業が遂行できること、③計画初期段階では、地域住民の主体性と責任感の維持・向上につながった特徴として、区行政が地域住民の意見を踏まえ計画の再検討を行うといった取り組みが重要となるほか、埋立整備に至っては、地域住民に向けた継続的な埋立計画についての情報開示とともにその情報の受け手となる地域住民主体の組織を構築することで、住民意見を計画に反映させやすくするなど、地域住民に寄り添った行政対応が重要となること、④海浜整備段階では、工事期間中であっても住民参加による公園内橋梁の命名や植樹祭を行うなど、当該整備に対して地域住民の関心を保つための工夫が求められること、⑤当該海浜の維持・運営のうち、特に複数の背後商店会を巻き込み「ふるはま売店」の共同運営体制を確立したことで、背後商店街の景観整備にまで波及した意義は大きく、この売店運営が後背地の商店会同士のネットワークやコミュニテ

イ形成の核となると共に、多様なビーチアクティビティの実施主体として大きな役割を担っていることから、造成後も海浜公園の価値向上を図り持続的利用につなげるためには、整備地周辺の町会や自治会等に加え、後背地の5商店会のように隣接商店会を含めた組織構築が重要となること、以上5点を明らかにした。

さらに、都市型人工海浜の利用特性として、①売店運営により、5商店会の相互連携体制が構築されたほか、当該海浜がコミュニティ形成の場として機能しているという「地縁性」、②開業後10年が経過した現在も、大田区とボランティア、観光協会等により、季節を問わず多岐にわたるビーチアクティビティが創出されているという「多様性」、③市街地に位置するため安近短という特徴を満たすとともに、海越しの非日常的な都市景観が享受できるという「市街地近接性」、④利用圏域として砂浜を通じて海陸双方向の往来を容易にするという「アクセス性」、⑤海上クルーズにより隣接市区を往来する拠点になっているという「拠点性」、以上5項目を明らかにした。

以上のことから、「大森ふるさとの浜辺公園」は、都内初の区立人工海浜として地域住民主体の組織（大森ふるさとの浜辺公園を育てる会）と大田区との連携により、開業後10年間に於いて、継続的に多種多様なビーチアクティビティを生み出すことより、都会にあっても豊かな海辺空間を形成している実態を明らかにした。

このような観点からみれば、都市型人工海浜は、海辺のまちづくりにおいて大きな存在意義を有するということができよう。

謝辞：本研究成果の一部は研究奨励寄付金（日本工営（株））による。また、本調査に多大なご協力を頂いた大田区の整備担当者およびその他各団体の皆さま、ならびに当時卒研生の寺尾光優氏に記して感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 大田区地域基盤整備第一課：「平成22年度～平成29年度ふるさとの浜辺公園 浜辺利用客数」，2018受領
- 2) 宮田隆平ほか3名：「礫養浜と突堤による検見川浜の緩傾斜護岸の親水機能の向上」，土木学会論文集B3（海洋開発），Vol. 73, No. 2, pp. I_582-I_587, 2017
- 3) 宇多高明ほか2名：「入り組んだ湾奥部での人工海浜計画上の留意点－東京湾を例として－」，土木学会海岸工学論文集，第41巻，pp. 591-595, 1994
- 4) 里見勇ほか2名：「大森ふるさとの浜辺整備事業－事業実施と合意形成のプロセス－」，土木学会論文集B3（海洋開発），第20巻，pp. 299-304, 2004.6
- 5) 杉野弘明ほか5名：「大森ふるさとの浜辺整備事業に見る海洋環境修復事業に伴う持続的合意形成の形」，土木学会論文集B3（海洋開発），Vol. 72, No. 2, pp. I_838-I_843,

- 2016
- 6) 上島頭司・善見政和：「伝統的な水辺空間における眺望及びアクセスのデザイン原則に関する研究」，土木学会土木計画学研究・論文集，No. 16, pp. 473-478, 1999
- 7) 野中太郎ほか2名：「お台場海浜公園の夏季における利用者の年齢層から見た活動内容と活動範囲に関する研究」，日本造園学会ランドスケープ研究，第64巻，第5号，pp. 659-664, 2000
- 8) 田中孝登ほか2名：「東京都海上公園の指定管理者による水辺空間の利用・管理の実態に関する調査研究」，日本造園学会ランドスケープ研究，第83巻，第5号，pp. 527-532, 2020
- 9) 総務省HP，<http://www.soumu.go.jp>（最終閲覧日：2018.9.23）
- 10) 大田区HP，<http://www.city.ota.tokyo.jp/>（最終閲覧日：2018.9.23）
- 11) 内閣府HP，www8.cao.go.jp（最終閲覧日：2018.9.23）
- 12) 大田区地域基盤整備第一課：「区立初大森ふるさとの浜辺公園の完成まで」，2018受領
- 13) 大森ふるさとの浜辺公園を育てる会事務局：「大森ふるさとの浜だより」，No. 1, 2009.4
- 14) 大森ふるさとの浜辺公園を育てる会事務局：「大森ふるさとの浜だより」，No. 2, 2010.4
- 15) 大森ふるさとの浜辺公園を育てる会事務局：「大森ふるさとの浜だより」，No. 3, 2011.3
- 16) 大田区スポーツ推進課：「1DAYエンジョイプラン」，2018受領
- 17) 大田区スポーツ推進課：「1 Dayヨガ」，2018受領
- 18) 大田区スポーツ推進課：「ふる浜BEACHヨガ」，2018受領
- 19) 大田区スポーツ推進課：「YOGA CAMP」，2018受領